

第1分科会

「道路旅客運送業の労働実態と時間規制」まとめ（司会：中原のり子）

・出席者 30名

助言者 川人博（弁護士）

報告者

- 1 松下末宏（自動車総連大阪地連）：軽井沢スキーツアーバス転落事故について
- 2 中部 剛（神戸新聞記者：西日本高速過労死事件にみる休息の取れない勤務体制
- 3 森岡孝二（関西大学名誉教授）：道路貨物・旅客運送業の超長時間労働の実態

2016年1月15日未明の軽井沢スキー客を乗せたバス事故は、乗員乗客15名死亡という痛ましい事件でした。道路旅客運送の安全が注目されて、第1分科会には30名ほどが参加。報告と共に熱心な討議がなされました。

・第1報告者の松下末宏氏による『繰り返されるバス事故』

【起こるべくして起こった重大事故】

2000年に規制緩和が行われるまで、貸し切りバス事業者は過労を防止する為に自主的な安全対策をとっていました。が、「認可制」から「許可制」へ緩和された結果、低運賃を売りにした悪質事業者の参入と共に、既存事業者も生き残りをかけて人件費やバス整備費用のコスト削減を進め、自主安全対策が形骸化していきました。

2007年2月に「あずみ野観光事故」（死者1人・重軽傷者26人）、2012年4月の「関越道高速ツアーバス事故」（死者7人・重軽傷者26人）、2014年7月の「東名阪道高速ツアーバス事故」（重軽傷者27人）など運転者の経験不足や居眠り運転による重大事故が発生しました。また、2014年3月の「北海道小矢部川事故」（死者2人・重軽傷者24人）のように急性疾患発症による事故は、2004年18件だったものが2012年には58件と3倍以上に増加。一般路線バスでも同様の事故が相次いでいます。

【人命を優先する規制に】

国交省は、「改善基準告示」の遵守を目的に「交代運転者の配置指針」を示しましたが、バス運賃を抑えるための抜け道が横行しています。

総務省は、国交省や諸官庁に対して「貸し切りバスの安全確保対策に関する行政評価・監視」に基づく勧告を行っていますが、国交省は勧告を真摯に受け止めず、実効ある対策を取らなかった結果、2012年の「関越道」事故が発生しました。規制強化と共に、旅行業者がバス事業者に運賃をキックバックするなどの旅行業者優位な実態を規制する必要も求められます。

【改善しない基準告示】

厚生労働省は1989年に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を策定しましたが、「過労死認定基準」が「月80時間以上の時間外労働」であるのに対して「改善基準」は最大で「月115時間の時間外労働」が可能です。このような「改善基準」は、労働時間

の改善どころか「居眠り運転」や「過労死」を生み出す基準と言えましょう。国交省は行き過ぎた規制緩和を改め、規制強化すべきです。そして厚労省は「改善基準」を法制化し、罰則規定を盛り込み、人命より経済的な都合を優先する制度を改善すべきです。

・第2報告者の中部剛氏から『西日本高速過労死事件にみる休息の取れない勤務体制』

西日本高速道路会社関西支社第二神明道路事務所に勤務していた男性Aさん(34歳)が、長時間過重労働が原因で2015年2月に自死しました。現場の上司は「業務量に対し明らかに人手不足だった」「A君が死んだのは私の責任です」と謝罪し、労災認定は成されました。また、会社全体に長時間労働が蔓延している実態を報告しました。しかしながら、会社は自死と業務との因果関係は認めていません。分科会には当事者のご家族も参加され、厳しい労働実態と会社の姿勢を正す発言がありました。

新聞報道のみならず、遺族(当事者)からの発言の重さを受け止め、改善が急がれることを実感しました。

・第3報告者の森岡孝二氏から『道路貨物・旅客運送業の長時間労働の実態』

なぜ道路貨物・旅客運送業従事者の過労死・過労自殺は多いのか。また運転者の疲労運転・居眠り運転による重大事故が後を絶たないのか。背景にある長時間労働の実態を示す様々なデータを示されました。

運送業界に甘い規制緩和措置があたえられていること。一日の労働時間規制としてのインターバル休息制度の必要性。違反した場合の刑事罰等の制裁が設けられていない。などの課題を示されました。

過労死防止のために旅客貨物運送業における長時間過重労働解消。経済界の抵抗。厚生労働省と国土交通省の「二重行政」の壁・経産省の壁など様々な問題提起をして頂きました。

最後に助言者の川人弁護士が、軽井沢スキー事故の例を挙げ、改善必至の事案であることを強調されました。

過労死の職種別最多の運送業は、運行記録計の存在で労災認定されやすいと言われる反面、認定のハードルは依然として高く、未だ戸惑う遺家族は多く存在しています。

今年3月、東広島市の山陽自動車「八本松トンネル」事故(死亡2名・重軽傷者多数)では、最初に追突して起訴されたトラック運転手に、過労運転させた疑いが強まったとして、勤務先の運送会社の運行管理者の逮捕状が取られました。国の規制緩和に加えて企業の成果主義に支配され、国民が「安い・便利」に寄り添い続ける限り、この種の問題解決は難しいと考えます。今後の運送業の安全性を訴えるためにも、この件は真摯に追いつけていきたいと思います。

(文責：東京過労死家族会・中原のり子)